

平成24年2月7日

各指定相談支援事業所 管理者様

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部
障害サービス課長
(公印省略)

障害者自立支援法等改正に伴う指定相談支援事業に係る移行調査について(照会)

日ごろから本県の障害福祉行政の推進につきましては、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、平成24年4月1日の障害者自立支援法の改正に伴い、平成24年度から再編される相談支援事業の移行について状況を把握するため、調査を行いますので、ご協力をお願いします。

つきましては、回答を平成24年2月13日(月)までに別紙によりファクシミリにて送付して下さるようお願いいたします。

調査対象：神奈川県内に所在する全指定相談支援事業所

回答方法：ファクシミリ

FAX番号：045-201-2051

問い合わせ先

事業支援グループ

千葉

電話：045-210-4732

ファクシミリ：045-201-2051

FAX送信先 神奈川県障害サービス課 事業支援グループ

担当:千葉

FAX番号 045-201-2051

障害者自立支援法等改正に伴う指定相談支援事業に係る移行調査

法人名			
法人所在地			
事業所番号			
事業所名			
事業所所在地			
事業所電話番号		事業所FAX番号	
ご担当者氏名		連絡先(電話番号)	

平成24年4月1日以降に実施予定の相談支援事業すべてに○を記入してください。

	障害児相談支援事業 【児童福祉法】
	特定相談支援事業 【障害者自立支援法】
	一般相談支援事業(地域移行支援) 【障害者自立支援法】
	一般相談支援事業(地域定着支援) 【障害者自立支援法】
	平成24年4月1日以降は相談支援事業を行わない。
	その他()

回答締切:平成24年2月13日(必着)

(参考)

- 障害児相談支援事業は、障害児通所サービスを利用する利用者に対し、支給決定前又は支給決定の変更前に障害児支援計画(案)を作成する業務を担い、事業者の指定は事業所が所在する市町村が行います。
- 特定相談支援事業は、障害者及び障害者通所サービス以外を利用する障害児に対し、支給決定前又は支給決定の変更前にサービス等利用計画を作成する業務を担い、事業者の指定は事業所が所在する市町村が行います。
- 一般相談支援事業(地域移行支援)は、障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している利用者や精神病院に入院している精神障害者に対し、地域移行支援計画を作成し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の業務を行います。県(政令市・中核市の場合はそれぞれの市)が指定します。※現行の相談支援を行っている場合は、当該事業のみなし指定となります。
- 一般相談支援事業(地域定着支援)は、居宅において単身その他厚生労働省令で定める状況で生活する者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜の供与を行います。県(政令市・中核市の場合はそれぞれの市)が指定します。※現行の相談支援を行っている場合は、当該事業のみなし指定となります。